

ルツターにおける教会と職制

土 肥 昭 夫

一 序 論

我々はこの論文で何を問題としてとりあつかわうとしているかをのべておきたい。

ルツターが福音の真理を再発見したとき、彼は自分の周辺にある一切のものに対し、この福音の光の下に検討した。しかし免罪符や教会の破門に関する論議、ライプチッヒにおけるエックとの論争を通して彼が究極的にぶつからねばならなかつたものは、ローマ・カトリック教会が最後的にゆずることの出来ない権威として主張している教会の権威に関する問題であつた。彼の教会や職制に関する見解はかようなローマ・カトリシズムとの対決の中で彼が再発見した福音の真理につらぬかれて生み出されたものである。ではルツターは福音の再発見より如何なる教会観、職制観を形成するようになつたか、彼の教会観は彼の福音主義的立場とどのように結びついているかを考えてみたい。

かような考察の仕方をすることは我々があらかじめ一つの立場に立つてルツターを理解しようとしていることを意味

する。彼の教会観や職制観をふくめた神学思想は何よりも先ず彼の福音の再発見にもとづいており、何かそれ以外のもの、例えばローマ・カトリック教会の教理的欠陥や倫理的腐敗にもとづくものではない。彼の神学の構造はローマ・カトリックに対する単なる反逆或は反抗という形で理解されない。多くのカトリック神学者がこのような形でルッターを批判しようとしている。若しそうだつたとしたら彼の神学や宗教改革はその本質的精神において中世末期の会議主義運動、ウイックリフ、フスの改革運動、更には十六世紀における反対改革と軌を一つにしたものと云える。彼の独自性は正しく彼が福音の真理を自ら再発見し、体得し、それに動かされて宗教改革を企て、その真只中で神学が生み出され行つたところにある。

したがつてそこから考えられることは彼の神学的主張は聖書において示された原始基督教への単なる回顧でも復帰でもない。エラスムスやシヴィングリのような人文主義者やカール・シュタット、トーマ・スミニンツァーのような過激な福音主義者はこの事を考えた。しかしルッターにおいては歴史を一足とびにして「聖書に帰れ」というスローガンは彼の神学の構造や宗教改革の理念に関する限りみあたらない。むしろ彼においては聖書的信仰を十六世紀の教会的社會的状況の下において再解釈したもの、具体的には福音的信仰をローマ・カトリックとの対決の中で反省し、ドイツという特定の地域における宗教改革の状況の中で生み出されて行つたものということが出来る。⁽¹⁾

次に我々はルッターの教会建設についてとりあつかいたい。ウォルムス国会後彼の立場にしたがつて各地でカトリック教会が改革され、福音主義教会が設立されてゆき、彼自身もこれに関与し、又ザクセンにおいては教会設立にたづさわつた。そこから出来上つた教会は一言で云えば地方教会(Landeskirche)である。そこで果してこの体制はルッターが福音の真理の再発見より必然的にみちびき出された教会とその職制に関する見解に合致するものであつたかどうかとい

う」とが問われねばならぬ。具体的に云えば彼の提唱したものとしてよく知られている「聖徒の交わり (communio sanctorum)」とか万人祭司説の立場は果して地方教会においてつらぬかれてはいるであらうかという問題が問われねばなる。若し一貫性のない主張であれば、彼が初期に持つたこれらの見解は単にローマ・カトリック教会を批判するためのものにすぎなかつたのだろうか、或は過激な再洗主義者達の分派的運動によつて変更をせまられたもの、更にはドイツの歴史的事情に合致しない一種の理想論であつたのだろうか。

これと関連して次の問題も考えられねばならぬ。ルッターは教会を構成するものは信仰による自由と良心を原理とする信仰者であるとしたが、地方教会において強制と法律を原理とする世俗的権威が介入している。靈的権威を世俗的権威から分離することに彼の「プロテスタンント」的貢献があるとやれでいるのにこの事に対してもルッターはどう考へていのうか。

これらの問題を明かにするためには彼の初期の著作を検討し、後期における地方教会の体制を裏付けるような神学的基礎が既にそこにならないかどうかを考察してみなければならぬ。かような問題を問う」とはルッターとルーテル主義との歴史的関連を明かにする一つの手がかりとなるにちがいない。⁽²⁾

(1) W. Pauck, *The Heritage of the Reformation*, 1950, pp. 24 ff. パウク教授は本書の三章「ルッターの教会観」の項でルッターの基督教理解の原則が彼が遺産として受けついで来たローマ・カトリックの聖書的、福音的批判と訂正であるとみ、この方法によりつづルッターの教会観を分析している。本論文はパウク教授のこの著作及

る彼の論文 “The Ministry in the Time of the Continental Reformation” in H. R. Niebuhr and D. Williams (ed.), *The Ministry in Historical Perspectives*, 1956, 更に彼のヨリオノ神学校における一九五七—五八年度のセミナー *The Theology of Martin Luther* は負うところが大きい。

福音主義のモティーハ・ハオルヒンダを用いてルツターの神学を分析した Ph. Watson, *Let God Be God*, 1948, pp. 9 ff. も我々と同じ方向でルツターの立場を理解しようとしている。

(2) 信仰義認の教理により福音を再発見したルツターと地方教会建設に着手しているルツターが相違することをとい

ハーレ大学のマイヤー教授は云う “The Luther who began the Reformation belonged to mankind.But the Luther who founded the Lutheran Church as a separate, nationalist denomination was a Germanized Luther....” (H. R. Niebuhr, *The Social Sources of Denominationalism*, 1957, p. 133).

II 神の言と教会

ルツターは所謂信仰義認の教理によつて福音を再発見した。救いはキリスト・イエスにおける神の自由な恩恵の業である。それは信仰によつて与えられるものであつて人間の如何なる媒介も必要としない。信仰者は神の御前にはただ罪人として立たしめられるのであり、神の義を信仰によつて附与されてのみ義とされる。彼はその恩恵によつてたゞ覆われ、かくして義人とされてゆく。福音即ち神の言いそ信仰者を救う根源的な神の業である。神の言のみが神と信仰者の交わりを開くものである。⁽¹⁾

この故に神の言は教会の最も貴重な宝であり、福音の宣教こそ教会の最も大切な業である。⁽²⁾ 教会は御言と共に立ち御言と共に倒れる。御言のみが神の恩恵をたゞさえるものであるから教会の全生命と本質は神の言の中にある。御言がかかるとき、それは信仰者と不信者を区別する剣であり、審判官の笏としてあらわれる。⁽³⁾ ある人々はこれをうけ入れても他の人々はうけ入れぬ。⁽⁴⁾ かくして福音を信じ基督と交わる者達がここに出現する。この基督を信じる群の中に置いて基督はその群の牧者として働き、彼等は御言によつて養われて靈的生活を送るが、この交わりの団体こそ眞の教会

である。⁽⁶⁾ この教会をルッターは聖徒の交わりと呼んだ。彼は「聖徒」をペウロと同様恩恵の中に生き育てられる信仰者の意味に解し、「聖徒の交わり」という用語を使徒信条から学びとつて用いた。

この教会は基督と交わり信仰を基礎とするから靈的なもの、内面的なもの、したがつて人間の眼や理解には不可見的なものであり、肉的なもの、外的なものの一例えは教皇、司教とかローマとかいう可見的なものの人間的権威によつて立つものではない。⁽⁸⁾ かようにして靈的不可見的教会を肉的可見的教会から区別することによつてルッターはローマ・カトリック教会に対抗する教会観的基礎を持つた。⁽⁹⁾ しかし乍らこの真の教会は靈的なものであるがこの世の中に実在している。丁度人間において身體が靈魂の像であるように重なる教会は必然的に肉的なものを持つ。⁽¹⁰⁾ 内面的な教会は外面的教会と区別されねばならないが分離されることは出来ない。⁽¹¹⁾ 聖徒の交わりなる教会は外面的な形態を持つことなしにこの世の中に存在し得ないが、それによつて成り立つのではない。そしてこの外面的形態はそれによつて内面的な教会がその本質を云いあらわすような形態でなければならぬ。それは簡潔に云えれば御言の説教と聖礼典が正しく執行されるところ、説教と聖礼典を通して神の言が正しくあらわされるところに靈的な教会は具体性を持つ。⁽¹²⁾ この意味で神の言は不可見的教会と可見的教会をわたす橋として考えられている。⁽¹³⁾ 御言が説教や聖礼典を通して伝達されるとき、そこに信仰者の交わりが生れ、彼等は共通の信仰によつて結び合わされて全世界の中に存在している。⁽¹⁴⁾ 使徒時代より今日までこの交わりの共同体は御言とそれへの信仰者の信仰の継承によつて存続して來た。⁽¹⁵⁾ 基督の教会は信仰者の相互の交わりによつて支えられた一つの団体である。そこでは法的強制が支配的なのではなく自由な従順と奉仕が存在する。⁽¹⁶⁾ 基督と基督者的人格的な共同体が眞の教会の形態である。

(1) ルッターは「神の言」という概念をいろいろな意味で用

いている。それは基督の福音とか、聖書の言とか、説教

- 者のかたの神とこう意味でかたられてるが、場合によつてはそのこゝれの意味を持つかを判別するしが困難である。しかし根本的には神の神は基督を意味する。そして聖書はその基督が包まれ寝かせられてるところの産衣であり馬槽である (W. A. X/A, 576, 12=ル・ルの産衣であり馬槽である)。
- (5) ハッター全集のカイマール版十巻一巻のは七千頁十一行四百二十九意味)。この意味で御言は聖書の本質的内容を考へて考へられてる。又御言は時代の中の神の生きた幅として教會においてかたねばねばなる。御神の説教の中の神の幅が超へ。このへんは解説よりこゝで Ph. Watson, op. cit., pp. 149-152 を参照した。
- (6) W. A. III, 259, 18, "verbum enim dei conservat ecclesiam dei". W. A. III, 571, 28, "ex Christo et evangelio nascuntur plurimi fideles."
- (7) W. A. II, 509, 14, "Solum verbum est vehiculum gratiae dei". W. A. VII, 721, 9, "tota vita et substantia ecclesiae est in verbo dei".
- (8) W. A. III, 348, 21, "verbum dei gladius est et iudicium virga discernens nos", cf. W. A. III, 32, 2, 454, 25 W. A. IV, 10, 22, ff. "evangelium, licet sit verbum dei et de natura sua sit, ut in hominem dicatur; tamen non in omnes dicitur, quia non omnes capiunt. unde nullo modo ipsum audiunt, in quos non dicitur, et

tantum ad illos dicitur". W. A. IV, 248, 10, "in iudicio quia per illos (sermones suas) alii cadunt incredibiliate, alii surgunt fide". 彼のかゞへた出處の根拠は神の釋迦の教理が存在する。

(6) W. A. III, 251, 5, 394, 12
使徒信条はじめられた「教ば……聖なる公國ら (ル・ハッターハッターネトウトド羅集字行なれたもの)」の意味かれる) 教会、聖徒の交わり……を信す」これらの条項はルッターはへねにたる帰り聖徒の交わりの意味を明かにしようとする。 (W. M. L. I, 349, II, 372-373, V, 264=ル・ハッターハッターネトウトド羅集字行なれたもの) の意味)

(7) W. A. VI, 296, 37 ff., "Drumb umb mehres vorstandts und der kurtz willenn wollen wir die two kirchen nennen mit unterscheydlichen namen. Die erste, die naturlich, grundtlich, wesentlich und warhaftig ist, wollen wir heyssen ein geistliche, ymmerliche Christenheit, die andre, die gemacht und eußerlich ist, wollen wir heyssen ein leypliche, eußerlich Christenheit, nit das wir sie vonn einander scheydenn wollen, sondern zugleich als wen ich von einem menschen rede und yhn nach der seelen ein geistlich, nach dem leypl ein leyplichen menschen nennen, ……." さて此の長句略 (unsichtbar) は略 (sichtbar) とされ

現れた精神的 (geistlich) なことを表現する
好んで用いるべきものにて、の教義を因襲したる、誤
係りともおなじであつた。

(9)

K. Holl, "Die Entstehung von Luthers Kirchenbe-
griff" (1915), in Ges. Aufs. I, 1948, S. 312 などは、
の論文で、ルターの教義観の発展が彼の最初の著作「論
議解」(1511年)から(1521年)に亘るかわれ、カトリック
神学者が伝統的なヨーロッパ・カトリック教義と論理題
や論争するため構造されたものではないことを示す。

本論文も彼に負うべきである。

(10) W. A. VI, 295, 25, "Das ist wol war, das gleich wie
der leyp ist ein figur oder bild der seelen, also ist
auch die leyplich gemeine ein turbild dilsen christ-

lichen, geystlichen geweyne, das, gleich wie die
leyplich gemeyn ein leyplich heubt hat, also auch die
geistlich gewein ein geistlich heubt hat" などは、この
教義が、一層の意味で用ひらるゝ。後の論述は、ま
た靈的教義を結ぶて、後の意味でなりふべき因縁を示
さざる存在として考へられてゐる。cf. W. A. VII, 719,

(11)

"Eyn Christen mensch ist eyn freyer herr
uber alle ding und niemandt unterthan. Eyn Chris-

"Est autem Ecclesia congregatio Sanctorum (Ver-
sammlung aller Gläubigen), in quo Evangelium recte
(rein) docetur, et recte (laut des Evangelii) admini-
strantur Sacra menta" (Ph. Schaff, The Creeds of
Christendom, III, 1882, pp. 11-12), cf. W. A. I, 639
(13) "Der Begriff des Evangeliums schlug ihm (Luther)
die Brücke von der unsichtbaren zur sichtbaren
Kirche hinüber" (K. Holl, op. cit., SS. 304-305)

(14)

W. A. III, 258, 38, "quia ubicunque predicatur ver-
bum spiritus, sine fructu non predicatur". W. A. III,

299, 15, "notamus, quod verbum dei libenter audi-
endum est, quia nunquam frustra predicatur. Isaie
55, 'verbum, quod egredientur de ore meo (V.
11)'.

(15)

W. A. IV, 169, 30, "quia ecclesia nascitur et semper
mutatur in successione fidelium, alia et alia est ec-
clesia et tamen semper eadem". ジュネ番号などは、
カトリック教義の教皇による使徒的繼承説に対する
反論である。

(16) W. A. VII, 719, 25, 「基督教の歴史」の著者によ
れば、このトーマス・ア・クワードーは、W. A. VII,
21, 1ff., "Eyn Christen mensch ist eyn freyer herr

p. 32

(17) Confessio Augstana, (1530) Art. VII—De Ecclesia,

ten mensch ist eyn dienstpar knecht aller ding und

yderman unterhan".

III 教会の職制

ルッターの職制観も福音の真理からひき出されたものであった。

教会の職制の本質は彼によれば神の言の宣教以外にあり得ない。聖職者は神の言につかえるもの (minister verbi dei) であり、聖書において明かにされた御言の伝達こそその本質的職務である。神の言は彼等のかたる言を通じて世界の中に実りを持つ。⁽¹⁾

ところでこのような職務は本来あらゆる信仰者にゆだねられたものである。⁽²⁾なぜならば御言によって義とされ、御言によつて養われた信仰者である故に、彼等の中にこそ御言は具体的に生き且働いている。御言は信仰者或は聖徒の交わりの中に附与され、それ以外のものの中にあるのではない。したがつて教皇や司教は罪の宣告や赦罪の権利を排他的に自分の手中におさめることは出来ない。むしろあらゆる信仰者が神と人間の間における祭司、聖職者たる権威と資格があたえられている。これがルッターの職制に関する革新的な見解、即ち万人祭司説の根本的立場である。これは彼の福音の再発見、御言にもとづく眞の教会即ち聖徒の交わりから必然的にひき出されるべきものであった。したがつて彼が比較的初期の作品においてこの見解に近づいて行つたのは当然であろう。そしてこの教理によつて彼はローマ・カトリック教会の聖俗分離の二元論的職制観をのりこえたのみならず、聖徒の交わりが職制論的にどのような可見的形態をとるべきであるかということに対して根本的な方向づけを与えた。⁽⁴⁾

あらゆる信仰者は祭司であり聖職者である。しかし乍ら誰でもが教会において説教をなし、聖礼典を執行するわけでは

ルッターにおける教会と職制

はない。ある人々が一般的の信徒から区別されてこれらの職務にたづさわらなければならぬ。この特定のえらばれた人々は一般会衆から委託され、彼等の名においてこれらの職務にたづさわるのである。⁽⁵⁾ したがつて聖職者といわれる者達は平信徒より区別されるが、それは職務 (Berufen, ant) の故であつてその靈的權威 (Gewalt) や資格 (Stand) の故ではない。後者においては聖職者と平信徒は何ら差別は存しない⁽⁶⁾。聖職者は信仰者が本來的にゆだねられている權威を職務として執行しているにすぎないのである。

かくしてルッターにおける聖職者と平信徒或は会衆との関係は次のように考えられる。この関係は御言にもとづく靈利においては同一であつても職務の相違の故に区別されねばならない。聖職者は職務の上では相異ついても靈的權利の上では同一であるから、自らの靈的意味における優越や独占を誇り主張することは出来ない。むしろ兩者は信仰の故に聖徒の交わりなる靈的共同体の中にくみ入れられ自らの職業を用いて相互に扶助し合うべきものとしておかれている。かくしてルッターが世俗的職業に対して新しい希望の光を与え、近代文明の開拓者となつたことは周知の通りである。ところでかような職務上の相違はどこから出て来たのだろうか、この問題を教会における靈的職務と世俗における職業の設定という形でとりあげようとすればルッターにおける「秩序」とか「法」の概念にふれなければならない。しかし当面の問題として教会の職制における相違の由来を問うならば、聖職者は会衆によつてえらばれ、定められたものとして彼等から区別されたのである。⁽⁷⁾ そこに教会において定められた秩序が存在する。会衆は聖職者を本來的に任免する権利を持つ。しかし乍ら一度任命された以上聖職者は教会において靈的職務の担い手として会衆により人間的意味において斥けられることが出来ない。少くも彼が神の言を蔑ろにしない限りにおいて彼は神によつて立てられた秩序か

の仕事ではならぬ。又聖職者が教会における靈的職務にだれもいれてはゐねばやむかへ出来はるの職務をみだりに私物にならぬだら、私物に又靈廟の場合はその上にが多々ある事である。

(1) 11章靈廟(14)參照

(2) W. A. VII, 27, 17-21, "Wie nu Christus die erste ge-

purrt hat mit yhre erhe und wirdigkeit; alBo teylet er sie mit allein seynen Christen, das sie durch den glauben mussen auch alle kuenige und priester seyn mit Christo. Wie S. Petrus sagt I Pet. 2. 'Ihr seyt ein priesterlich kuenigreich und ein kueniglich prie- stertum' " cf. W. A. VI, 407, 9 ff., W. A. VI, 370, 12ff.

(3)

彼の万人祭司説は「ローマ書註解」(1冊1冊一六年)の序に著る聖なる人々は教会の牧者(prelati ecclesiae)へ宣教の幅のローマ書註解の半張の中央によく(Luthers Vorlesung über den Römerbrief, hrsg. von J. Ficker, 1930, II, 88, 10-11)、「五十九年十一月の書簡」(1930年11月11日)・大元用紙の「我々ヤマトが祭司たるいふべきハヤシ(Enders, II, 279, 36 ff.; K. Holl op. cit. S. 318, n. 3 参照)」。

(4)

リーカー(Rieker)が「ハタニ」には「万人祭司説は基督者の神に対する宗教的態度であつて教会職制の原理となり得ない」という見解に対してホルツィッターが「おで万人祭司説を具体的な教会の職制に関する事柄ヘルツィッターにおける教会と職制

(5) W. A. VI, 407, 29-31, "Drumb ist des Bischoffs wey-

hen nit anders, den als wen er an stat und person

der ganzen sammlung eynen auß dem hauffen nehme, die alle gleiche gewalt haben, und yhm be-

filh, die selben gewalt fur die audern auftzurich- ten,"

(6)

W. A. VI, 408, 26-31, "Szo folgt auf dissem, das leye, priester, fursten, bischoff, und wie sie sage, geistlich und weltlich keynen andern unterscheyd ym grund warlich haben, den des ampts odder wercks. halben, und nit des stands halbenn, dan sie sein alle geistlich stands, warhaftig priester, bischoff und beteste, aber nit gleichs eynerley wercks, gleich wie auch unter den priestern und munchen nit eynerley werck ein yglicher hat".

(7) カカルムバ園領主 Leisnig の教会と宗教改革が行なうるまゝの公園領主の免職と福音主義聖職者の在命の問題が起つたが、1511年ヘルツィッターは「基督教教会の権利

カカルムバ園領主の免職と福音主義聖職者の在命の問題」

基督教研究 第111卷・第11・111号

（∞） W. A. VI, 408, 13-17, “Dan weyl wir alle gleich
priester sein muß sich niemand selb erfur thun und
sich unterwinden, an unßer bewilligen und erwelen
das zuthun, das wir alle gleychen gewalt haben. Den
was gemeyn ist, mag niemandt on der gemeyne
Grund und Ursache aus der Schrift.]

（∞） Gemeine Recht und Macht habe, alle Lehre zu ver-
urteilen und Lehrer zu berufen, ein- und abzusetzen,
wollen und befehle an sich nehmen” Church Postil,
1522, “Every Christian has the power the pope,
bishops, priests and works have, namely, to forgive
or not to forgive sins..... We all have this power,
to be sure, but no one shall dare exercise it pub-
licly except he be elected to do so by the congre-
gations. In private, however, he may use it” (H. R.
Niebuhr and D. Williams (ed.), *The Ministry in His-
torical Perspectives*, 1956, pp. 113-114)

willen und befehle an sich nehmen” Church Postil,
1522, “Every Christian has the power the pope,
bishops, priests and works have, namely, to forgive
or not to forgive sins..... We all have this power,
to be sure, but no one shall dare exercise it pub-
licly except he be elected to do so by the congre-
gations. In private, however, he may use it” (H. R.
Niebuhr and D. Williams (ed.), *The Ministry in His-
torical Perspectives*, 1956, pp. 113-114)